

Q. 85歳の一人暮らしの叔母が突然亡くなりました。つい先日会った際には、杖をつきながら歩いていたものの、心不全が原因でした。83歳で唯一の弟がいますが、認知症です。私はその弟の子どもですが、相続等はどのように進めていけばよいのかわかりません。とりあえず、葬儀だけは近所や地域包括支援センターの人のお世話で済ませることができました。

A. 財産明細(年金、預金通帳や生命保険、不動産登記簿等)を記したものの、または現物が机等の引出に入っていればよいのですが、生前にきちんと整理できている人は少ないです。それでは実際にどのようにしていったらよいか説明していきましょう。

【説明】

【手順 1】

- ・まず、自宅にある「郵便物」を調べることです。郵便物には、発送元が明記されており、故人が取引していた銀行や生命保険等先がわかります。(私の場合、家宅搜索と称して、故人の品物の片付けと一緒に探しています)
- ・取引銀行がわかったとしても、口座があるかはわかりません。そのような際には、金融機関の窓口に出向き、「現存証明」を申し出ます。但し、出向く人は相続人または、相続人の委任状が必要となります。
- ・また通帳の取引明細から、自動引落の取引先を探し出すことができます。通帳の記帳をすることもよいでしょう。

	対象	方法
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金(ゆうちょ、銀行) ・生命保険 ・損害保険 ・借金等の返済機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金では、現存証明(口座があるかないかの確認)の申請をおこないます。口座があれば、あとは相続手続きに入ります。 ・生命保険、損害保険は年に一回、「契約のおしらせ」が郵送されます。この内容をもとに各会社と連絡がとれます。
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ・年金保険 ・健康保険 ・介護保険 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金は、「年金手帳」または「年金証書」があれば、そのまま年金事務所に死亡届となります。ない場合でも、相続人は、関係のわかる戸籍謄本等を持ち最寄りの年金事務所で手続きができます。 ・健康保険と介護保険は、役所の各窓口にて手続きできます。
不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、土地の所有 ・建物、土地の借用、借用契約 ・建物、土地の賃貸契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局に出向き、建物や土地の所有者を探すことができます。その後相続手続きとなります。 ・借用している家等であった場合、「賃貸契約書」の発見に努めるか、近所の人に確認します。

【手順 2】

- ・手順 1で、資産明細が判明したのちに、「相続手続き」に入ります。
- ・ここでは、遺言書のありかは判っていませんので、相続人で分配する「遺産分割協議」手続きの流れをとりあげます。なお、公正証書遺言の場合、全国の公証役場で確認がとれます。

1.相続内容の確定

2.相続人全員での遺言分割内容の協議と合意

3.遺産分割協議書作成

実際の手続き等は、弁護士、司法書士、行政書士等にご確認下さい

●お問合せはこちらまで

info@y-welfare.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7

TEL:045-924-1777 <http://www.y-welfare.com>